

総務常任委員会

四日市市市民自治基本条例（理念条例）の見直しについて

1．はじめに

四日市市市民自治基本条例（理念条例）（以下、「本条例」という。）は、前文と8章25条で構成されており、「市民自治の実現」を目的に、市民・執行機関・議会それぞれの役割、行政運営に関する基本姿勢や市民投票について定めています。

本条例は、議員提案により平成17年に制定されてから本年度で8年目を迎えようとしており、第24条において「この条例の施行から4年を越えない期間ごとに、この条例が第1条に規定する目的を達成するに相当であるか否かを検討するとともに、必要と認めたときは、条例の改正その他の適切な措置を講じるものとします。」と規定されていることから、各派代表者会議においてその見直し手法についての協議がなされました。

その結果、「第4章 市議会の役割」部分については議員政策研究会において、それを除く部分については総務常任委員会において協議を行うことが確認されたことから、今回、当委員会において当該部分の見直しについての調査研究を行ったところであります。

2．理事者における市民自治基本条例の見直しについての考え方

今回の調査において、理事者からは、まず、これまで本条例に基づき行われてきた各種取り組みの状況について説明がありました。

続いて、条例見直しの可能性については、市の執行機関によって本条例の各章に基づく取り組みが進められていることから、本条例は市民自治の推進にあたって有効な条文であり、現時点で見直しの必要性はないものと考えられるが、本条例に基づき以下の2点について検討・整理がなされており、その進捗によっては条例間の整合を図るための見直しの可能性はあるものと考えられるとの説明がありました。

市民協働促進条例

第1章総則及び第7章条例の位置付け等における「市政における協働のあり方」や「市民自治」の考え方に基づく実施条例として、市民協働条例調査特別委員会において「四日市市市民協働促進条例」の検討が進められているところである。

市民投票条例

第6章市民投票における市民投票条例については、市民投票が必要な個別の事案が発生した時点で条例化を図っていく。

3．委員からの主な意見

・本条例に基づく各種取り組みについて、例えばその一つであるパブリックコメントのように、市民からの意見提出が少なく、十分に機能していないと感じられるものがあるため、今後は取り組みのさらなる充実を図り、本条例が機能していくよう努めるべきである。

・本条例の理念を具体化していくための条例を整備すべきであると考えことから、常設型条例としての市民投票条例の制定についても検討すべきである。

・第9条（市民参加の実施等）に関し、市民に行政への意見を積極的に出してもらうために、

例えば広報において市民意見とその回答を掲載するなど、意見に対するフィードバックを明確化して市民に示すべきである。

・第10条（市長等の責務）に関し、職員は、自らの仕事をこなすだけでなく、他市の事例、市の他部局の状況も含めたさまざまな情報を積極的に収集して人間としての幅を広げることが必要であり、そういった意識を持つ職員を育成するため、意識改革に関する研修が必要である。

・第10条（市長等の責務）に関し、職員には、市民のニーズを的確につかみ、問題解決に向けて対応できるスキルが必要であることから、OJT等を活用し職員のスキル向上に努めるべきである。

・第17条（苦情等の処理）に関し、近年、企業や行政に対する理不尽な苦情が増加しており、大きなリスクに繋がる可能性があることから、そういった苦情についても想定に加えて取り組みを進めるべきである。

4.まとめ

当委員会における調査の内容と各委員から出された指摘や意見については以上のとおりであります。

本条例の見直しにつきまして、当委員会といたしましては、冒頭にも述べたように本条例の制定から8年目を迎え、社会情勢の変化はあるものの、理事者において本条例に基づく取り組みが進められていることから、現状においても本条例はその目的である市民自治の実現を目指す上で有効なものであり、見直しの必要はないと認めるところであります。

しかしながら、委員から指摘があったように、今後さらに本条例の実効性を高めていくことが肝要であるため、理事者においては、今回の調査を契機として改めて本条例の理念を認識しなおし、本条例の理念を具現化するための条例の制定も視野に入れ、各種取り組みのさらなる充実に努めるよう要望するところであります。

以上、当委員会の調査報告といたします。

〔委員会の構成〕

| | | | |
|------|----|---|---|
| 委員長 | 毛利 | 彰 | 男 |
| 副委員長 | 伊藤 | 嗣 | 也 |
| 委員 | 荒木 | 美 | 幸 |
| 委員 | 石川 | 勝 | 彦 |
| 委員 | 石川 | 善 | 己 |
| 委員 | 竹野 | 兼 | 主 |
| 委員 | 中村 | 久 | 雄 |
| 委員 | 藤井 | 浩 | 治 |
| 委員 | 森 | 康 | 哲 |